

議案第36号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月19日

三朝町長 吉田秀光

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 <u>危機管理課</u> 総務課 財務課 税務課 町民課 健康福祉課	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。 総務課 財務課 税務課 町民課 健康福祉課

農林課
企画観光課
建設水道課

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 危機管理課

ア 防災及び危機管理に関すること。

イ 防犯に関すること。

ウ 交通安全に関すること。

(2) 総務課

ア 略

イ 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。

ウ 職員の研修及び能力向上に関すること。

エ 略

オ 略

カ 男女共同参画社会に関すること。

キ 略

ク 略

ケ 消費生活に関すること。

コ 略

(3) 略

(4) 略

(5) 町民課

ア～ウ 略

エ 児童福祉及び子育て支援に関すること。

オ及びカ 略

(6) 健康福祉課

ア～ウ 略

エ 障がい者及び高齢者福祉に関すること。

(7) 略

農林課
企画観光課
建設水道課

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

ア 略

イ 職員の人事及び給与に関すること。

ウ 略

エ 略

オ 防災及び危機管理に関すること。

カ 略

キ 略

ク 略

(2) 略

(3) 略

(4) 町民課

ア～ウ 略

エ 次世代育成に関すること。

オ及びカ 略

(5) 健康福祉課

ア～ウ 略

エ 障害者及び高齢者福祉に関すること。

(6) 略

(8) 企画観光課

ア～エ 略

オ 文化の振興に関すること。

カ 略

キ 雇用対策に関すること。

ク 略

ケ 略

コ 統計に関すること。

(9) 略

(7) 企画観光課

ア～エ 略

オ 三徳山の世界遺産登録推進に関すること。

カ 略

キ 略

ク 略

ケ 町史の編纂に関すること。

(8) 略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。